

議案第 33 号

専決処分の承認を求める件

令和 2 年度中央市一般会計補正予算（第 11 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

提案理由

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

中央市長

田中 久 雄

令和 2 年度中央市一般会計の補正予算について

次の補正予算を別冊のとおり定める。

令和 2 年度中央市一般会計補正予算（第 11 号）

理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決が必要であるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分する。

令和2年度中央市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度中央市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,550,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
7 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
14 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
18 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
20 諸 収 入	
	3 雑 入
21 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
610,000	120,894	730,894
610,000	120,894	730,894
5,539,310	1,785	5,541,095
4,284,217	1,785	4,286,002
885,060	△11,062	873,998
298,766	△11,062	287,704
141,539	△38,496	103,043
121,522	△38,496	83,026
378,739	△28,319	350,420
374,123	△28,319	345,804
940,359	△3,500	936,859
940,359	△3,500	936,859
17,508,971	41,302	17,550,273

歳 出

款		項	
2	総務費		
		1	総務管理費
8	土木費		
		4	都市計画費
10	教育費		
		2	小学校費
		3	中学校費
12	公債費		
		1	公債費
13	諸支出金		
		2	基金費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,877,157	0	4,877,157
1,263,093	0	1,263,093
1,396,878	0	1,396,878
937,579	0	937,579
2,102,302	0	2,102,302
927,253	0	927,253
226,856	0	226,856
1,331,473	0	1,331,473
1,331,473	0	1,331,473
610,050	41,302	651,352
610,049	41,302	651,351
17,508,971	41,302	17,550,273

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償 還 の 方 法
防災・減災・国土 強靱化緊急対策 事業 債	9,200	普通 貸借	5.0%以内(た だし、利率見直し方式 で借り入れる資金 について、利率の見 直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合には、その債権者 と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据置 期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰 上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	9,200			

2 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
学校教育施設等 整備事業債	12,700	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し 後の利 率)	政府資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には、 その債権者 と協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、 若しくは、 繰上償還 又は低利に 借換えする ことができ る。	-	-	-	-